

大学・高専機能強化支援事業フォローアップ 令和6年度実施状況報告書とりまとめ結果

1. フォローアップの目的・実施方法

大学・高専機能強化支援事業フォローアップは、大学・高専機能強化支援事業フォローアップ要項に従って、大学等の事業計画の進捗状況等を適切に把握・確認するとともに、必要に応じて指導・助言を行うことで、事業計画の着実な実施に資すること、また、フォローアップを通じ、選定校の好事例を収集し、他大学等に横展開を図るとともに、本事業全体の効果の把握に努めることを目的とする。

具体的には、選定校より5月末までに実施状況報告書の提出を受け、以下の(1)～(4)の観点を踏まえ書面の確認を行い、必要に応じて大学等への指摘事項等を付し、また、大学等に対して現地調査を行うことによって実施される(ただし、フォローアップ対象年度の前年度までに事業廃止となったもの及びフォローアップ実施年度の5月末までに交付決定が取消となったものは対象から除く)。

- (1) 大学等の事業計画は当初の構想・計画に沿って順調に進捗しているか。または、必要に応じて、当初計画が適切に見直され、順調に進捗しているか。
- (2) 公募要領等に定める申請要件等が全て達成されているか。または、達成に向けて取り組んでいるか。
- (3) 選定時及び前年度のフォローアップの際に付された留意事項への対応はなされているか。
- (4) 事業経費の支出内容は、費用対効果を含め妥当であるか。※

※ただし、(4)は別途、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則第13条に基づき提出される機構の事業年度終了に伴う実績報告書を事務局で確認した上で順次、証憑書類の確認等のための現地調査等を行い、必要に応じて意見を付すこととする。

2. 令和6年度実施状況報告書のとりまとめ結果 ※[]内は前年度の数値

(1) 事業計画の進捗状況(様式1-1、2-1-1、2-1-2、2-1-3)

約8割(79.8%(170/213))[78.4%(91/116)]が計画を着実に実施していると自己評価している。

一方で、支援1は約3割(25.8%(32/124))[32.3%(21/65)]、支援2は約1割(5.6%(5/89))[7.8%(4/51)]が学内調整、教員確保、施設整備、学生確保の課題等により計画が遅れていると報告している。

<支援1>対象校124校

- i. 計画を上回って実施している 3校(2.4%)[3.1%(2/65)]
- ii. 計画を十分に実施している 83校(66.9%)[64.6%(42/65)]
- iii. 計画を十分には実施していない 32校(25.8%)[30.8%(20/65)]
- iv. 計画を実施していない 0校(-)[該当なし]
- vi. 計画廃止 6校(4.8%)[1.5%(1/65)]

<支援2>対象校 89校

| | |
|---------------------|------------------------------|
| i. 計画を上回って実施している | 0校 (-) [2.0% (1/51)] |
| ii. 計画を十分に実施している | 84校 (94.4%) [90.2% (46/51)] |
| iii. 計画を十分には実施していない | 5校 (5.6%) [7.8% (4/51)] |
| iv. 計画を実施していない | 0校 (-) [該当なし] |
| vi. 計画廃止 | 0校 (-) [該当なし] |

(2) 公募要領等に定める申請資格・要件等の状況

①申請資格 (様式 1-2、2-2-1、2-2-2、2-2-3)

私立大学等経常費補助金において、前年度に不交付又は減額の措置を受けた1校を除き、選定校の全てが申請資格を満たしていると自己評価している。

②申請要件 (様式 1-2、2-2-1、2-2-2、2-2-3)

約9割 (85.5% (177/207)) [77.8% (91/117)] が計画通りに進んでいると自己評価している。

一方で、約1割 (14.5% (30/207)) [22.2% (26/117)] が十分な学生確保の見通しを備えた計画、適切な管理・教育体制や教育研究環境の整備を図る計画、実務経験のある教員等による授業科目を配置する計画などが計画通りに進んでいないと自己評価している。

<支援1>対象校 118校 (大学の申請により事業廃止となった6校を除く)

| | |
|-----------------|------------------------------|
| i. 計画通りに進んでいる | 92校 (78.0%) [77.3% (51/66)] |
| ii. 計画通りに進んでいない | 26校 (22.0%) [22.7% (15/66)] |

<支援2>対象校 89校

| | |
|-----------------|------------------------------|
| i. 計画通りに進んでいる | 85校 (95.5%) [78.4% (40/51)] |
| ii. 計画通りに進んでいない | 4校 (4.5%) [21.6% (11/51)] |

③審査要項における確認項目 (様式 1-2、2-2-1、2-2-2、2-2-3)

約6割 (63.8% (132/207)) [68.4% (80/117)] が計画通りに実施していると自己評価している。

一方で、約4割 (36.2% (75/207)) [31.6% (37/117)] が自治体や企業、初等中等教育段階の学校等との連携を通じた教育体制の整備や女子学生や社会人学生等多様な入学者の確保に向けた一部の取組に関して、計画の進捗の遅れや実施困難な事項があると報告している。また、支援2 (大学 (ハイレベル枠)) の選定校に求めた3つの取組及び6つの観点については、約8割 (75.0% (6/8)) の大学で計画通りに実施していると自己評価している。

<支援1>対象校 118校

- i. 計画通りに実施できている 64校 (54.2%) [62.1% (41/66)]
- ii. 計画の進捗の遅れや実施困難な事項がある 54校 (45.8%) [37.9% (25/66)]

<支援2>対象校 89校

- i. 計画通りに実施できている 68校 (76.4%) [76.5% (39/51)]
- ii. 計画の進捗の遅れや実施困難な事項がある 21校 (23.6%) [23.5% (12/51)]

④収容定員充足率 (様式 1-4、2-4-1、2-4-2、2-4-3)

約3割 (27.4% (29/106)) [43.2% (16/37)]で収容定員が未充足である。

(80%以上100%未満の選定校の割合は約1割 (12.3% (13/106)) [13.5% (5/37)]

50%以上 80%未満の選定校の割合は約1割 (8.5% (9/106)) [18.9% (7/37)]

50%未満の選定校の割合は約1割 (6.6% (7/106)) [10.8% (4/37)]

<支援1>対象校 35校※

- i. 100%以上 22校 (62.9%) [56.2% (9/16)]
- ii. 80%以上 100%未満 3校 (8.6%) [18.8% (3/16)]
- iii. 50%以上 80%未満 6校 (17.1%) [12.5% (2/16)]
- iv. 50%未満 4校 (11.4%) [12.5% (2/16)]

<支援2>対象校 71校※

- i. 100%以上 55校 (77.5%) [57.2% (12/21)]
- ii. 80%以上 100%未満 10校 (14.1%) [9.5% (2/21)]
- iii. 50%以上 80%未満 3校 (4.2%) [23.8% (5/21)]
- iv. 50%未満 3校 (4.2%) [9.5% (2/21)]

※令和7年5月1日までに本事業の対象となる学部等を設置等した選定校

(3) 選定時及び前年度のフォローアップの際に付された留意事項への対応

(様式 1-3、2-3-1、2-3-2、2-3-3)

大学・高専機能強化支援事業選定委員会から選定時及び前年度のフォローアップの際に付された留意事項について、対象校の約8割 (75.0% (21/28)) が十分に対応している一方で、対象校の約2割 (25.0% (7/28)) は対応が不十分であることが確認された。

(指摘事項等の意見への対応) 対象校 28校※

- i. 十分である 21校 (75.0%) [100.0% (7/7)]
- ii. 不十分である 7校 (25.0%) [該当なし]

※選定時に付された留意事項の対象校 8校、前年度のフォローアップの際に付された留意事項の対象校 20校

(支援1)

(1) 事業計画の進捗状況

| 自己評価 | 校数 | 大学名 |
|---------------|----|--|
| 計画を上回って実施している | 3 | ノートルダム清心女子大学、松山大学、大和大学 |
| 計画を十分に実施している | 83 | 旭川市立大学、北海道科学大学、青森大学、八戸工業大学、東日本国際大学、千葉工業大学、麗澤大学、青山学院大学、大妻女子大学、駒澤大学、芝浦工業大学、中央大学、東洋大学、日本女子大学、東京都市大学、明治学院大学、立教大学、東京通信大学、横浜市立大学、神奈川工科大学、昭和音楽大学、富山県立大学、金沢学院大学、福井県立大学、長野大学、名古屋市立大学、椋山女学園大学、日本福祉大学、四日市大学、京都女子大学、京都光華女子大学、京都橘大学、桃山学院大学、大阪電気通信大学、追手門学院大学、関西大学、甲南大学、福山市立大学、広島工業大学、安田女子大学、下関市立大学、山口県立大学、山陽小野田市立山口東京理科大学、周南公立大学、高知工科大学、北九州市立大学、福岡工業大学、久留米工業大学、西九州大学、南九州大学、帝京大学、事業創造大学院大学、人間環境大学、岡山理科大学、酪農学園大学、東北学院大学、ものづくり大学、跡見学園女子大学、文京学院大学、帝京平成大学、昭和女子大学、大正大学、東京音楽大学、亜細亜大学、成蹊大学、津田塾大学、創価大学、東京工科大学、三条市立大学、新潟薬科大学、金沢星稜大学、愛知県立大学、金城学院大学、愛知淑徳大学、龍谷大学、明治国際医療大学、兵庫県立大学、畿央大学、四国大学、福岡女子大学、中村学園大学、西日本工業大学、長崎総合科学大学 |
| 計画を十分に実施していない | 32 | 共愛学園前橋国際大学、城西大学、東都大学、北里大学、桜花学園大学、武庫川女子大学、関西国際大学、広島修道大学、博多大学、北星学園大学、富士大学、平成国際大学、和洋女子大学、白梅学園大学、田園調布学園大学、新潟医療福祉大学、新潟食料農業大学、金沢工業大学、清泉大学、岐阜女子大学、愛知産業大学、鈴鹿大学、聖泉大学、同志社女子大学、佛光大学、京都精華大学、京都文教大学、大手前大学、筑紫女学園大学、長崎国際大学、鎮西学院大学、鹿児島純心大学 |
| 計画を実施していない | 0 | |
| 計画廃止 | 6 | 神田外語大学、順天堂大学、東京医療保健大学、大阪経済法科大学、宮崎産業経営大学、兵庫大学 |

124 ※選定校数 (R5:67、R6:59) のうち、前年度までに事業廃止となった敬愛大学、交付決定が取消となった九州栄養福祉大学の2校は対象から除いている。
 ※令和6年度自己評価がフェーズによって異なる大学については、内容を確認し、事務局で自己評価を決定している。

(2) ①申請資格

| 自己評価 | 校数 | 大学名 |
|------|-----|--|
| 該当無し | 118 | 旭川市立大学、北海道科学大学、青森大学、八戸工業大学、東日本国際大学、共愛学園前橋国際大学、城西大学、東都大学、千葉工業大学、麗澤大学、青山学院大学、大妻女子大学、北里大学、駒澤大学、芝浦工業大学、中央大学、東洋大学、日本女子大学、東京都市大学、明治学院大学、立教大学、東京通信大学、横浜市立大学、神奈川工科大学、昭和音楽大学、富山県立大学、金沢学院大学、福井県立大学、長野大学、名古屋市立大学、椋山女学園大学、日本福祉大学、桜花学園大学、四日市大学、京都女子大学、京都光華女子大学、京都橘大学、桃山学院大学、大阪電気通信大学、追手門学院大学、関西大学、甲南大学、武庫川女子大学、関西国際大学、ノートルダム清心女子大学、福山市立大学、広島工業大学、広島修道大学、安田女子大学、下関市立大学、山口県立大学、山陽小野田市立山口東京理科大学、周南公立大学、松山大学、高知工科大学、北九州市立大学、福岡工業大学、久留米工業大学、西九州大学、南九州大学、博多大学、帝京大学、事業創造大学院大学、人間環境大学、岡山理科大学、北星学園大学、酪農学園大学、富士大学、東北学院大学、ものづくり大学、平成国際大学、和洋女子大学、跡見学園女子大学、文京学院大学、帝京平成大学、昭和女子大学、大正大学、東京音楽大学、亜細亜大学、成蹊大学、津田塾大学、創価大学、東京工科大学、白梅学園大学、田園調布学園大学、三条市立大学、新潟医療福祉大学、新潟薬科大学、新潟食料農業大学、金沢星稜大学、金沢工業大学、清泉大学、岐阜女子大学、愛知県立大学、金城学院大学、愛知産業大学、愛知淑徳大学、鈴鹿大学、聖泉大学、同志社女子大学、佛光大学、龍谷大学、京都精華大学、明治国際医療大学、京都文教大学、大和大学、兵庫県立大学、大手前大学、畿央大学、四国大学、福岡女子大学、中村学園大学、西日本工業大学、筑紫女学園大学、長崎総合科学大学、長崎国際大学、鎮西学院大学、鹿児島純心大学 |
| 該当あり | 0 | |

118 ※事業廃止となった神田外語大学、順天堂大学、東京医療保健大学、大阪経済法科大学、宮崎産業経営大学、兵庫大学を除く

(2) ②申請要件

| 自己評価 | 校数 | 大学名 |
|-------------|----|--|
| 計画通りに進んでいる | 92 | 旭川市立大学、北海道科学大学、青森大学、八戸工業大学、東日本国際大学、共愛学園前橋国際大学、城西大学、千葉工業大学、麗澤大学、青山学院大学、大妻女子大学、北里大学、芝浦工業大学、東洋大学、日本女子大学、東京都市大学、明治学院大学、立教大学、東京通信大学、横浜市立大学、神奈川工科大学、昭和音楽大学、福井県立大学、長野大学、名古屋市立大学、椋山女学園大学、日本福祉大学、桜花学園大学、四日市大学、京都女子大学、京都光華女子大学、京都橘大学、桃山学院大学、大阪電気通信大学、追手門学院大学、関西大学、甲南大学、武庫川女子大学、ノートルダム清心女子大学、福山市立大学、安田女子大学、下関市立大学、山口県立大学、山陽小野田市立山口東京理科大学、周南公立大学、高知工科大学、北九州市立大学、福岡工業大学、久留米工業大学、西九州大学、南九州大学、帝京大学、事業創造大学院大学、人間環境大学、酪農学園大学、東北学院大学、平成国際大学、和洋女子大学、帝京平成大学、東京音楽大学、亜細亜大学、成蹊大学、津田塾大学、創価大学、東京工科大学、白梅学園大学、三条市立大学、新潟薬科大学、新潟食料農業大学、金沢星稜大学、清泉大学、岐阜女子大学、愛知県立大学、金城学院大学、愛知産業大学、愛知淑徳大学、聖泉大学、同志社女子大学、龍谷大学、京都精華大学、明治国際医療大学、大和大学、兵庫県立大学、大手前大学、畿央大学、四国大学、福岡女子大学、中村学園大学、西日本工業大学、長崎総合科学大学、鎮西学院大学、鹿児島純心大学 |
| 計画通りに進んでいない | 26 | 東都大学、駒澤大学、中央大学、富山県立大学、金沢学院大学、関西国際大学、広島工業大学、広島修道大学、松山大学、博多大学、岡山理科大学、北星学園大学、富士大学、ものつくり大学、跡見学園女子大学、文京学院大学、昭和女子大学、大正大学、田園調布学園大学、新潟医療福祉大学、金沢工業大学、鈴鹿大学、佛教大学、京都文教大学、筑紫女学園大学、長崎国際大学 |

118 ※事業廃止となった神田外語大学、順天堂大学、東京医療保健大学、大阪経済法科大学、宮崎産業経営大学、兵庫大学を除く

(2) ③審査要件における確認項目

| 自己評価 | 校数 | 大学名 |
|-------------------------|----|---|
| 計画通りに実施できている | 64 | 旭川市立大学、北海道科学大学、青森大学、八戸工業大学、東日本国際大学、共愛学園前橋国際大学、青山学院大学、大妻女子大学、東洋大学、日本女子大学、東京都市大学、立教大学、東京通信大学、横浜市立大学、富山県立大学、福井県立大学、名古屋市立大学、椋山女学園大学、日本福祉大学、桜花学園大学、四日市大学、京都橘大学、桃山学院大学、追手門学院大学、甲南大学、福山市立大学、広島修道大学、安田女子大学、下関市立大学、山口県立大学、山陽小野田市立山口東京理科大学、周南公立大学、高知工科大学、北九州市立大学、福岡工業大学、久留米工業大学、西九州大学、南九州大学、博多大学、事業創造大学院大学、人間環境大学、酪農学園大学、ものつくり大学、帝京平成大学、亜細亜大学、成蹊大学、創価大学、東京工科大学、三条市立大学、新潟薬科大学、金沢星稜大学、金沢工業大学、愛知県立大学、金城学院大学、愛知産業大学、愛知淑徳大学、鈴鹿大学、明治国際医療大学、京都文教大学、兵庫県立大学、畿央大学、四国大学、西日本工業大学、長崎総合科学大学 |
| 計画の進捗の遅れや実施困難な事項がある | 54 | 城西大学、東都大学、千葉工業大学、麗澤大学、北里大学、駒澤大学、芝浦工業大学、中央大学、明治学院大学、神奈川工科大学、昭和音楽大学、金沢学院大学、長野大学、京都女子大学、京都光華女子大学、大阪電気通信大学、関西大学、武庫川女子大学、関西国際大学、ノートルダム清心女子大学、広島工業大学、松山大学、帝京大学、岡山理科大学、北星学園大学、富士大学、東北学院大学、平成国際大学、和洋女子大学、跡見学園女子大学、文京学院大学、昭和女子大学、東京音楽大学、大正大学、津田塾大学、白梅学園大学、田園調布学園大学、新潟医療福祉大学、新潟食料農業大学、清泉大学、岐阜女子大学、聖泉大学、同志社女子大学、佛教大学、龍谷大学、京都精華大学、大和大学、大手前大学、福岡女子大学、筑紫女学園大学、中村学園大学、長崎国際大学、鎮西学院大学、鹿児島純心大学 |
| うち [A：連携を通じた教育体制の整備と実施] | 42 | 城西大学、東都大学、北里大学、駒澤大学、芝浦工業大学、中央大学、明治学院大学、神奈川工科大学、京都女子大学、京都光華女子大学、大阪電気通信大学、関西大学、武庫川女子大学、関西国際大学、ノートルダム清心女子大学、帝京大学、岡山理科大学、北星学園大学、富士大学、東北学院大学、和洋女子大学、跡見学園女子大学、文京学院大学、昭和女子大学、東京音楽大学、大正大学、津田塾大学、白梅学園大学、田園調布学園大学、新潟医療福祉大学、新潟食料農業大学、清泉大学、岐阜女子大学、聖泉大学、同志社女子大学、佛教大学、京都精華大学、大手前大学、筑紫女学園大学、長崎国際大学、鎮西学院大学、鹿児島純心大学 |
| うち [B：多様な入学者の確保に向けた取組] | 46 | 城西大学、東都大学、千葉工業大学、麗澤大学、北里大学、芝浦工業大学、中央大学、明治学院大学、神奈川工科大学、昭和音楽大学、金沢学院大学、長野大学、京都女子大学、京都光華女子大学、大阪電気通信大学、関西大学、関西国際大学、ノートルダム清心女子大学、広島工業大学、松山大学、帝京大学、岡山理科大学、北星学園大学、富士大学、東北学院大学、平成国際大学、和洋女子大学、跡見学園女子大学、文京学院大学、東京音楽大学、大正大学、白梅学園大学、田園調布学園大学、新潟医療福祉大学、新潟食料農業大学、清泉大学、岐阜女子大学、聖泉大学、佛教大学、龍谷大学、大和大学、福岡女子大学、筑紫女学園大学、中村学園大学、長崎国際大学、鎮西学院大学 |

118 ※事業廃止となった神田外語大学、順天堂大学、東京医療保健大学、大阪経済法科大学、宮崎産業経営大学、兵庫大学を除く

(支援2)

(1) 事業計画の進捗状況

| 自己評価 | 校数 | 大学等名 |
|----------------|----|---|
| 計画を上回って実施している | 0 | |
| 計画を十分に実施している | 84 | 北海道大学、室蘭工業大学、東北大学、秋田大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、宇都宮大学、千葉大学、東京大学、東京科学大学、東京農工大学、電気通信大学、一橋大学、工学院大学、順天堂大学、東京都市大学、横浜国立大学、横浜市立大学、富山大学、金沢大学、福井大学、信州大学、静岡大学、名古屋市立大学、三重大学、滋賀大学、大阪大学、大阪公立大学、神戸大学、奈良女子大学、奈良先端科学技術大学院大学、岡山大学、広島大学、山陽小野田市立山口東京理科大学、愛媛大学、九州大学、久留米工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、宮崎大学、北見工業大学、公立千歳科学技術大学、東京都立産業技術大学院大学、東海大学、明治大学、新潟大学、富山県立大学、北陸先端科学技術大学院大学、金沢工業大学、公立諏訪東京理科大学、岐阜大学、名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、名城大学、京都大学、京都産業大学、和歌山大学、島根大学、山口大学、徳島大学、香川大学、高知大学、九州工業大学、鹿児島大学、琉球大学、仙台高等専門学校、石川工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、阿南工業高等専門学校、佐世保工業高等専門学校、苫小牧工業高等専門学校、旭川工業高等専門学校、鶴岡工業高等専門学校、木更津工業高等専門学校、神戸市立工業高等専門学校、津山工業高等専門学校、広島商船高等専門学校、宇部工業高等専門学校、高知工業高等専門学校、熊本高等専門学校、鹿児島工業高等専門学校 |
| 計画を十分には実施していない | 5 | 群馬大学、北里大学、山梨大学、大分大学、山形大学 |
| 計画を実施していない | 0 | |
| 計画廃止 | 0 | |

89

(2) ①申請資格

| 自己評価 | 校数 | 大学等名 |
|------|----|--|
| 該当無し | 88 | 北海道大学、室蘭工業大学、東北大学、秋田大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、宇都宮大学、群馬大学、千葉大学、東京大学、東京科学大学、東京農工大学、電気通信大学、一橋大学、北里大学、順天堂大学、東京都市大学、横浜国立大学、横浜市立大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、静岡大学、名古屋市立大学、三重大学、滋賀大学、大阪大学、大阪公立大学、神戸大学、奈良女子大学、奈良先端科学技術大学院大学、岡山大学、広島大学、山陽小野田市立山口東京理科大学、愛媛大学、九州大学、久留米工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、北見工業大学、公立千歳科学技術大学、山形大学、東京都立産業技術大学院大学、東海大学、明治大学、新潟大学、富山県立大学、北陸先端科学技術大学院大学、金沢工業大学、公立諏訪東京理科大学、岐阜大学、名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、名城大学、京都大学、京都産業大学、和歌山大学、島根大学、山口大学、徳島大学、香川大学、高知大学、九州工業大学、鹿児島大学、琉球大学、仙台高等専門学校、石川工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、阿南工業高等専門学校、佐世保工業高等専門学校、苫小牧工業高等専門学校、旭川工業高等専門学校、鶴岡工業高等専門学校、木更津工業高等専門学校、神戸市立工業高等専門学校、津山工業高等専門学校、広島商船高等専門学校、宇部工業高等専門学校、高知工業高等専門学校、熊本高等専門学校、鹿児島工業高等専門学校 |
| 該当あり | 1 | 工学院大学 |

89

(2) ②申請要件

| 自己評価 | 校数 | 大学等名 |
|-------------|----|---|
| 計画通りに進んでいる | 85 | 北海道大学、室蘭工業大学、東北大学、秋田大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、宇都宮大学、千葉大学、東京大学、東京科学大学、東京農工大学、電気通信大学、一橋大学、北里大学、工学院大学、順天堂大学、東京都市大学、横浜国立大学、横浜市立大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、静岡大学、名古屋市立大学、三重大学、滋賀大学、大阪大学、大阪公立大学、神戸大学、奈良女子大学、奈良先端科学技術大学院大学、岡山大学、広島大学、愛媛大学、九州大学、久留米工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、北見工業大学、公立千歳科学技術大学、東京都立産業技術大学院大学、東海大学、明治大学、新潟大学、富山県立大学、北陸先端科学技術大学院大学、金沢工業大学、公立諏訪東京理科大学、岐阜大学、名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、名城大学、京都大学、京都産業大学、和歌山大学、島根大学、山口大学、徳島大学、香川大学、九州工業大学、鹿児島大学、琉球大学、仙台高等専門学校、石川工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、阿南工業高等専門学校、佐世保工業高等専門学校、苫小牧工業高等専門学校、旭川工業高等専門学校、鶴岡工業高等専門学校、木更津工業高等専門学校、神戸市立工業高等専門学校、津山工業高等専門学校、広島商船高等専門学校、宇部工業高等専門学校、高知工業高等専門学校、熊本高等専門学校、鹿児島工業高等専門学校 |
| 計画通りに進んでいない | 4 | 群馬大学、山陽小野田市立山口東京理科大学、山形大学、高知大学 |

89

(2) ③審査要項における確認項目

| 自己評価 | 校数 | 大学等名 |
|---------------------------------|----|---|
| 計画通りに実施できている | 68 | 北海道大学、東北大学、秋田大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、千葉大学、東京大学、東京科学大学、東京農工大学、電気通信大学、一橋大学、順天堂大学、東京都市大学、横浜国立大学、横浜市立大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、静岡大学、三重大学、大阪大学、大阪公立大学、神戸大学、奈良女子大学、奈良先端科学技術大学院大学、岡山大学、広島大学、山陽小野田市立山口東京理科大学、愛媛大学、九州大学、久留米工業大学、長崎大学、宮崎大学、北見工業大学、東京都立産業技術大学院大学、東海大学、明治大学、新潟大学、富山県立大学、北陸先端科学技術大学院大学、金沢工業大学、公立諏訪東京理科大学、岐阜大学、名古屋大学、豊橋技術科学大学、京都産業大学、和歌山大学、山口大学、徳島大学、香川大学、高知大学、鹿児島大学、琉球大学、仙台高等専門学校、阿南工業高等専門学校、佐世保工業高等専門学校、苫小牧工業高等専門学校、旭川工業高等専門学校、鶴岡工業高等専門学校、木更津工業高等専門学校、神戸市立工業高等専門学校、広島商船高等専門学校、高知工業高等専門学校、熊本高等専門学校、鹿児島工業高等専門学校 |
| 計画の進捗の遅れや実施困難な事項がある | 21 | 室蘭工業大学、宇都宮大学、群馬大学、北里大学、工学院大学、名古屋市立大学、滋賀大学、佐賀大学、熊本大学、大分大学、公立千歳科学技術大学、山形大学、名古屋工業大学、名城大学、京都大学、島根大学、九州工業大学、石川工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、津山工業高等専門学校、宇部工業高等専門学校 |
| うち [①地域において自治体や企業等と連携] | 11 | 室蘭工業大学、宇都宮大学、工学院大学、佐賀大学、公立千歳科学技術大学、名古屋工業大学、名城大学、京都大学、九州工業大学、津山工業高等専門学校、宇部工業高等専門学校 |
| うち [②初等中等教育段階の学校との連携] | 7 | 室蘭工業大学、宇都宮大学、北里大学、名古屋市立大学、山形大学、名城大学、九州工業大学 |
| うち [③女子学生、社会人学生、留学生等の確保] | 11 | 室蘭工業大学、宇都宮大学、工学院大学、名古屋市立大学、公立千歳科学技術大学、山形大学、名城大学、九州工業大学、石川工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、宇部工業高等専門学校 |
| うち [④他の大学・高等専門学校等と連携] | 15 | 室蘭工業大学、宇都宮大学、群馬大学、北里大学、工学院大学、名古屋市立大学、滋賀大学、熊本大学、大分大学、山形大学、名城大学、島根大学、九州工業大学、津山工業高等専門学校、宇部工業高等専門学校 |
| うち [⑤数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度] | 0 | |

89

(ハイレベル枠)

| 自己評価 | 校数 | 大学等名 |
|---------------------|----|--------------------------------|
| < 3つの取組 > | | |
| 計画通りに実施できている | 6 | 北海道大学、筑波大学、滋賀大学、神戸大学、広島大学、九州大学 |
| 計画の進捗の遅れや実施困難な事項がある | 2 | 熊本大学、京都大学 |
| < 6つの観点 > | | |
| 計画通りに実施できている | 6 | 北海道大学、筑波大学、滋賀大学、神戸大学、広島大学、九州大学 |
| 計画の進捗の遅れや実施困難な事項がある | 2 | 熊本大学、京都大学 |
| うち [①大規模な定員増] | 0 | |
| うち [②人材育成] | 1 | 京都大学 |
| うち [③外部資金] | 0 | |
| うち [④当該分野の大学教員等の育成] | 0 | |
| うち [⑤企業等との連携] | 1 | 京都大学 |
| うち [⑥他大学等を絡めた普及取組] | 1 | 熊本大学 |

【参考】申請資格、申請要件、審査要項における確認事項

<申請資格>

- i) 学生募集停止中の大学等
- ii) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条（高等専門学校の場合は、同法第123条で準用する第109条）の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学等
- iii) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学等
- iv) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学等
- v) 大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号又は第2号のいずれかに該当する者が設置する大学等

<申請要件>（支援1）

- ① 高等教育の修学支援新制度において、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）に基づき、財務状況や収容定員充足率が適正であることを含めた要件を満たすことの確認を受けた大学であること。なお、新設予定の大学で、応募時点において、高等教育の修学支援新制度における要件確認の対象に該当しないものは、本要件は適用されない。
- ② 十分な学生確保の見通しを備えた計画となっていること。
- ③ 産業界を含む社会のニーズ等を踏まえ、学修目標の具体化、体系的な教育カリキュラムの編成及び大学での学修に必要な資質・能力等を評価する入学者選抜が適切に実施され、そのための体制を構築する計画となっていること（その際、国際的な質保証の枠組みを活用する等、出口における質保証にも十分留意することが重要。）。
- ④ 特定成長分野の人材を育成するための戦略、適切な管理・教育体制や教育研究環境の整備を図る計画となっていること。
- ⑤ 計画の対象となる学部等において、実務経験のある教員等による授業科目を配置する計画となっていること。
- ⑥ 特定成長分野に係る学部若しくは学科の設置又は収容定員の増加（学部等の設置等）による組織の変更を伴う学部再編等の計画であること。
- ⑦ 社会において具体的な人材ニーズが現に存在する、又は、その十分な見通しのある分野に係る学部等の設置等に取り組む計画であり、学部又は学科の設置を行う場合、地域における特定成長分野の人材を必要としている複数の企業等と設置構想に関する事前協議を行う計画であること。
- ⑧ 学部又は学科の設置による計画である場合は、当該学部又は学科の入学定員が20名以上であること。既設の学部又は学科の収容定員の増加による計画である場合は、当該学部又は学科の入学定員が20名以上増加する計画であること。
- ⑨ 機構による事業計画の選定があった日から4年を経過する日を含む年度の末日までに、計画の対象となる学部等の設置等を行うことを目指す計画であること。
- ⑩ 大学の総収容定員充足率（在籍学生数の収容定員に対する割合）について、計画の対象となる学部等の設置等に係る設置認可申請又は届出までに80%を満たす計画であること。
- ⑪ 寄附金、研究費等の外部資金の獲得について、フェーズ3の助成期間終了時まで、大学全体の外部資金獲得額を申請時点の平均（過去5年間における各年度の外部資金獲得額のうち最大額及び最小額を除いた残り3年分の平均）に、本事業による助成金の額の2.5%を上乗せした水準以上とする計画であること。
- ⑫ 計画の対象となる学部又は学科において、自大学以外の機関との連携を通じた教育体制の整備と教育の実施及び多様な入学者の確保に向けた取組を行う計画であること。
- ⑬ 選定された大学は、事業計画書に記載した上記の要件を満たす質の高い教育等に向けた計画の具体化に努めるとともに、その進捗報告を行うこと。また、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針（令和5年4月13日文部科学大臣認可）六（2）②に基づき機構が実施する会議に参加すること。
- ⑭ 文部科学大臣から国際卓越研究大学として認定を受け、支援を受けている大学でないこと。

<審査要項における確認項目の内容>（支援1）

AとBのうちそれぞれ1つ以上

【A：連携を通じた教育体制の整備・実施】（連携開設科目等に限らない。）

- ・企業や自治体と連携した科目（P・B・L等）の整備・実施
- ・関連分野に強みを持つ地域の他大学と連携した科目の整備・実施
- ・関連分野に強みを持つ海外大学との連携（連携した科目や交換留学プログラムの整備・実施等）

【B：多様な入学者の確保に向けた取組】

- ・入学者選抜における科目の見直し
- ・女子学生の確保（志願者数増）に向けた取組
- ・地域の初等中等教育段階の学校との連携（出張授業の実施等）
- ・社会人学生の受入れ強化に向けた取組（リカレント・リスキリングへの対応）
- ・留学生の受入れ強化に向けた取組

<申請要件>（支援2：大学）

- ①高等教育の修学支援新制度において、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）に基づき、財務状況や収容定員充足率が適正であることを含めた要件を満たすことの確認を受けた大学であること。なお、学部を置かない大学や新設予定の大学で、応募時点において、高等教育の修学支援新制度における要件確認の対象に該当しないものは、本要件は適用されない。
- ②志願者数の状況や入学定員及び収容定員充足率等の客観的なデータ等を踏まえた、十分な学生確保の見通しを備えた計画となっていること。
- ③産業界を含む社会のニーズ等を踏まえ、学修目標の具体化、体系的な教育カリキュラムの編成及び大学での学修に必要な資質・能力等を評価する入学者選抜が適切に実施され、そのための体制を構築する計画となっていること（その際、国際的な質保証の枠組みを活用するなど出口における質保証にも十分留意することが重要。）。
- ④特定成長分野のうちデジタル分野の人材を育成するための戦略、適切な管理・教育体制や教育研究環境の整備を図る計画となっていること。
- ⑤計画の対象となる研究科・専攻等において、実務経験のある教員等による授業科目を配置する計画となっていること。
- ⑥特定成長分野のうち情報系分野に係る研究科、専攻、コース等の設置・増員（研究科、専攻の定員の増員を伴わないものを含む。）や、専攻に係る課程の変更（研究科、専攻、コース等の設置・増員及び専攻に係る課程の変更に伴う学部、学科、コース等の設置・増員（学部、学科の定員の増員を伴わないものを含む。）を含む。）（以下「研究科等の設置等」という。）による体制強化の計画であること。なお、コース等の設置・増員による体制強化の場合は、学則において、コース等の募集人員数を明記する計画であること。
- ⑦社会において具体的な人材ニーズが現に存在する、又は、その十分な見通しのある分野に係る研究科等の設置等の取組であること。
- ⑧教育の実績を有する既設の情報系分野に係る研究科、専攻（授与する学位が、学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号。以下、「学位種類分野変更基準」という。）に定める理学関係、工学関係又は農学関係のいずれかを学位の分野として含むものに限る。）を有する大学において、高度情報専門人材を育成する計画であること。（大学（特例枠）については、既設の情報系分野に係る学部、学科（授与する学位が、学位種類分野変更基準に定める理学関係、工学関係又は農学関係のいずれかを学位の分野として含むものに限る。）を有する大学とする。）
- ⑨機構による事業計画の選定があった日から2年を経過する日を含む年度の末日までに、計画の対象となる研究科等の設置等を行う計画であること。
- ⑩計画の対象となる研究科等の設置等において、大学院修士課程15名以上又は大学院博士課程5名以上の入学定員の増員を行う計画であること。（大学院修士課程には博士前期課程を含み、大学院博士課程には博士後期課程を含む。）
- ⑪国立大学について、大学全体の収容定員の増員を伴う学部定員の増員を行う場合は、国立大学法人の第5期中期目標期間終了時までには他学部・他学科を中心に同規模の定員減を行う計画であること。
- ⑫教員の確保・配置状況等を踏まえた実現可能性の高い計画になっていること。
- ⑬文部科学省が実施する数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度における「応用基礎レベル」について、大学又は計画の対象となる学部若しくは計画の対象となる研究科に関連する主な学部が認定を受けている、又は原則として令和7年度の末日までに認定を受ける計画があること。なお、学部を置かない大学で、本認定制度の対象に該当しないものについては、本要件は適用されない。
- ⑭文部科学大臣から国際卓越研究大学として認定を受け、支援を受けている大学でないこと。

<申請要件>（支援2：高専）

- ①高等教育の修学支援新制度において、修学支援法に基づき、財務状況や収容定員充足率が適正であることを含めた要件を満たすことの確認を受けた高等専門学校であること。なお、新設予定の高等専門学校で、応募時点において、高等教育の修学支援新制度における要件確認の対象に該当しないものは、本要件は適用されない。
- ②志願者数の状況や入学定員及び収容定員充足率等の客観的なデータ等を踏まえた、十分な学生確保の見通しを備えた計画となっていること。
- ③産業界を含む社会のニーズ等を踏まえ、学修目標の具体化、体系的な教育カリキュラムの編成及び高等専門学校での学修に必要な資質・能力等を評価する入学者選抜が適切に実施され、そのための体制を構築する計画となっていること（その際、国際的な質保証の枠組みを活用するなど出口における質保証にも十分留意することが重要。）
- ④特定成長分野のうちデジタル分野の人材を育成するための戦略、適切な管理・教育体制や教育研究環境の整備を図る計画となっていること。
- ⑤計画の対象となる学科・コース等において、実務経験のある教員等による授業科目を配置する計画となっていること。
- ⑥特定成長分野のうち情報系分野に係る学科・コース等の設置・増員（学科の定員の増員を伴わないものを含む。以下「学科・コース等の設置等」という。）を行う計画であり、学位種類分野変更基準に定める工学関係の学位の分野に係るものであること。なお、コース等の設置・増員による体制強化の場合は、学則において、コース等の募集人員数を明記する計画であること。
- ⑦社会において具体的な人材ニーズが現に存在する、又は、その十分な見通しのある分野に係る学科・コース等の設置等の取組であること。
- ⑧機構による事業計画の選定があった日から2年を経過する日を含む年度の末日までに、計画の対象となる学科・コース等の設置等を行う計画であること。
- ⑨計画の対象となる学科・コース等の設置等において、20名以上の入学定員の増員を行う計画であること。
- ⑩国立高等専門学校について、学校全体の収容定員の増員を伴う学部定員の増員を行う場合は、定員増を行った日から10年を経過した日までに、他学部・他コース等を中心に同規模の定員減を行う計画であること。
- ⑪教員の確保・配置状況等を踏まえた実現可能性の高い計画になっていること。
- ⑫文部科学省が実施する数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度における「リテラシーレベル」の認定を受けていること。（新設予定の高等専門学校においては、当該学校において学生の受け入れを開始した日から7年を経過する日までに認定を受ける計画があること。）

<審査要項における確認項目の内容>

地域において自治体や企業等と連携した取組を行う計画となっているか。

（例えば、企業等と連携した授業科目（PBL・インターンシップ等）の開発・実施、企業等からの研究者・技術者による授業の実施等）

初等中等教育段階の学校との連携に関する取組を行う計画となっているか。

（例えば、高等学校における、情報教育に関する実践授業への支援や、小中学校における、プログラミング学習等の出前授業の実施等）

女子学生、社会人学生、留学生等の確保に向けた特色ある取組を行う計画となっているか。

(例えば、女子学生等の志願者確保に向けた広報活動、入学者選抜における工夫や、社会人学生のリカレントやリスキリングへの対応、留学生等の受け入れ強化に向けた体制整備等)

他の大学(外国大学を含む)・高等専門学校等と連携した取組を行う計画となっているか。

(例えば、関連分野に強みを持つ他大学等と連携した授業科目の整備や学生の相互交流プログラムの実施等)

文部科学省が実施する数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度について、申請要件である「リテラシーレベル」に係る要件を満たすのみならず、更に「応用基礎レベル」の認定を受けている、又は「応用基礎レベル」の認定を受ける計画があるか。(高専のみ)

<審査要項における確認事項【ハイレベル枠】>

<3つの取組>

[1]海外のトップ大学と連携するなどして、デジタル分野の第一人者として国際的に活躍できる世界トップレベルの研究者や技術者の輩出を図る取組となっているか。

[2]デジタル人材の不足を解消するために、自大学の教育の高度化や定員の大幅な拡充を図るのみならず、他の大学・高等専門学校の学生も広く参加可能な優れた情報教育プログラムを横展開させる取組となっているか。

[3]地域や国の産業戦略とも連携しながら、企業等の具体的な実務課題の解決に取組むことで企業等のニーズを踏まえた高度情報専門人材を継続的に多数輩出することにより地域や我が国の産業振興に大きく資する取組となっているか。

<6つの観点>

大学院博士課程を含め、情報系分野の大学院において、大規模な定員増を実施する計画となっているか。また、大学院段階における学生確保を図るため、学部段階を含めた定員増を実施するなどの計画となっているか。(例えば、大学院博士課程において5名程度以上の増員を実施等。)

②広く企業や自治体等と連携し、企業や自治体等が求める人材ニーズに的確に応える計画となっているか。(例えば、企業等の人材ニーズを把握し、実践的な人材育成の取組を行う仕組みや産学官による連携ネットワークの構築、海外大学等との連携による教育研究活動の実施等)

③連携企業等からの寄附等、外部資金の持続的な獲得が見込める計画となっているか。(例えば、企業等における寄附講座の整備、受託研究等の実施等、企業等との連携体制・支援体制の整備等)

④高度情報専門人材を育成する大学・高等専門学校において質の高い教育を行う教員を養成・輩出する取組(当該分野の大学教員等の育成)を行う計画となっているか。(例えば、企業等との共同研究への大学院生の参画、大学院博士課程学生を対象とした教育能力を身に付けるための取組(プレFD)の実施等)

⑤連携企業等から実務経験のある人材の大学への派遣、学生が連携企業等においてインターンシップを実施する体制の構築、連携企業等との共同研究実施が見込める計画となっているか。

(例えば、連携企業や海外大学等とのクロスアポイントメントによる教員確保、大学院生の連携企業等でのインターンシップの実施や共同研究の実実施等)

⑥他大学等の学生も参加できる情報教育プログラムの実施や教材作成等を含む質の高い取組を行う計画となっているか。(例えば、他大学等への教育コンテンツの提供、共同した教育活動の実施等)